



消防団たずね歩き

消防団充実強化の取り組み!

●法律の制定

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、東日本大震災などの教訓を踏まえ、平成25年12月に制定公布されました。この法律では、消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」として位置づけた上で、国、地方公共団体、地域で役割分担しながら充実強化、支援していくことを明確化しました。

●消防団充実強化検討委員会の設置

この動きを受け、神戸市では、平成26年5月に各消防団長・支団長で構成する「消防団充実強化検討委員会」を設置して、消防団員の処遇改善、消防団施設・装備の充実強化などについて検討いただきました。

委員会の検討結果報告書は、委員長である西消防団の北井団長から岡田消防局長へ提出されました。



●平成27年度以降の取り組み

法律や報告書などを受け、神戸市では、今年度に次のような取り組みを実施して、消防団の充実強化を図っていきます。

1. 消防団員の処遇改善

消防団員の処遇改善として、年報酬は、団員階級で2,000円、班長以上の役員階級で1,500円増額します。また、災害時の現場活動を伴う出勤手当は、1回につき4,200円から7,000円に増額します。

2. 個人装備の充実

安全装備品の充実強化として、新防火衣(服とズボンのセパレート型)の導入や、防火帽、防火手袋、風水害活動時のレインウェア、ヘッドライトの個人装備を今年度から5力年で全消防団員に配布を進めます。

3. 無線機の整備

情報通信体制の強化として、新たに携帯型の無線機を配備するとともに、小型動力ポンプ積載車にも車載型の無線機を配備します。

4. 消防団本部機能の強化

各消防団・支団本部には、卓上型無線機やFAX機能付きの有線回線を整備します。

5. 教育訓練の充実

教育訓練体制の強化として、消防学校研修を見直し、新たに幹部教育の「分団指揮課程」と「現場指揮課程」を設置します。

また、消防団、消防署、消防学校で実施する研修体制の見直しを進めます。

(警防課 消防団係長 岡本 隆)



地域に根付いた消防団を目ざしています!

～地域住民の安全・安心を確保するために～



神戸市消防局
神戸市消防団

